

退職共済事業 令和5年1月以降の変更（概要）

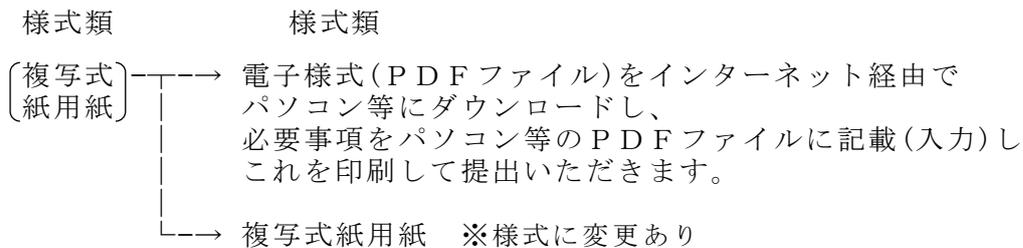
*2022.11

○手続きを一部電子化

（現行）

（変更後）

PDFファイルを使用して、パソコンで書類作成ができるようになります。



○様式類の変更 等

- ・ 退会届と退職金請求書を統合し、1つの様式とします。 ★退会理由の記載も変更
- ・ その他、様式類の変更

○コード番号等の変更

- ・ 施設種別コードの再編
- ・ 事業主番号・事業所番号の統合

現在の「事業主番号」と「事業所番号」を統合して、新しく7ケタの『事業所番号』に代わります。（事業主No.を上4ケタ、傘下事業所に下3ケタを割り当て）

※各事業所の固有の事業所番号について

12月中旬にお送りする「共済会掛金納付額告知書」に同封する事務連絡にて、各事業所の固有の事業所番号をお知らせいたします。

○その他

- ・ 資産残高通知書等の内容拡充
- ・ 表示の修正（「会員の退会・脱会に伴う資産変更通知書」）等
- ・ 共済会ホームページに掲載する規程類、資料、様式類の変更など

■移行時期

手続き・様式の変更：令和5年1月

（旧様式は令和4年12月まで使用可 / 新様式は令和5年1月から使用）
PDFファイルはR4年12月中旬頃からダウンロードできます。

■ 移行時期

令和4年11月	<ul style="list-style-type: none">・ 共済会事務説明会,等（事務手引きなどを事業所に配布）
令和4年12月	<p>12月に提出する書類はー、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行のB5サイズの複写式様式を使用します。・ 事業主番号（4ケタ）、事業所番号（4ケタ）・ 共済会ホームページから新様式（PDFファイル）のダウンロードができます。・ A4サイズ新様式の複写式(紙用紙)は、12月中旬以降に、各事業所に若干部数を送付します。
令和5年1月 から	<p>1月から提出する書類はー、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新しいA4サイズの様式を使用します。・ 新・事業所番号（7ケタ） <p>※なお、12月中に作成した旧様式（B5サイズ）については、1月末日まで受付します。</p>
2月	<ul style="list-style-type: none">・ 旧様式（B5サイズ）は使用できません。・ 2月発行分から、三井住友信託銀行から各事業所へ届く各種書類が 新様式に変わります。（掛金告知明細表など）
3月	「標準給与月額算定基礎届」（新様式）を各事業所に送付